

第8回 沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和2年5月5日（火）19時00分～

場所 特別応接室

次 第

1 本部長あいさつ

2 議 事

(1) 市長からのメッセージについて（資料1）

(2) 休業要請について（資料2）

(3) 学校再開の延期について（資料3）

(4) 市施設等の休館等の延長について（資料4）

3 その他

緊急事態宣言期間延長に関する市長からのメッセージ

5月4日、新型コロナウイルスの感染確認が全国的に続く中、静岡県を含む全国を対象に、緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されました。

本市内では、これまで感染者が1人に留まっている状況であり、事業を休業していただいている方々、友達とも会えずに自宅で過ごしている児童生徒の皆さんなど、お一人おひとりの懸命な努力によって、感染拡大が食い止められております。

また、このような状況の中、私たちの命を守るため、日々ご尽力いただいている沼津医師会をはじめとする医療従事者の方々に対して、心より感謝を申し上げます。

静岡県など特定警戒都道府県以外の各県においては、「三つの密」の回避を中心とした感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくことが求められることとなりました。

本市といたしましては、国の基本的対処方針を踏まえ、市内の宿泊業や飲食店を対象とした休業要請を原則5月6日までとしますが、隣県など県外客が多数訪れる沼津港エリアにおいては、静岡県の実施方針に基づき、5月17日までの間、休業要請を行います。

沼津港エリアの皆様には、大変ご負担をおかけしますが、県外からの流入抑制策に、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、市施設等の休館等につきましても、国の基本的対処方針に基づき、5月7日以降、段階的に解除を進めてまいります。

市民の皆様には、引き続きご不便をおかけしますが、手洗い・マスク着用などの確実な感染予防や、「三つの密」を避けること、不要不急の外出を控えることを徹底していただき、さらなるご協力をお願いいたします。

また、感染者や濃厚接触者などの不確実な情報は、個人はもとより、その治療に献身的に従事されている医療関係者や、そのご家族に対する偏見や差別につながりかねないので、市民の皆様には、国や県、本市が発信する正確な情報に基づき、冷静な対応をお願いいたします。

全国から本市へ来訪される皆様におかれましても、緊急事態宣言が全国を対象としているのは、都市部からの人の移動により、各地で感染拡大傾向となっていることから、人の移動を最小化するためであり、ゴールデンウィークが過ぎても、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、不要不急の外出を是非とも控えていただくようお願いいたします。

令和2年5月5日 沼津市長 頼重 秀一

沼津市内の宿泊業・飲食店等の店舗に対する

休業要請について

令和 2 年 5 月 5 日

沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言が延長される中、特定警戒都道府県以外の各県においては、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくことが国から示された。

本市においては、5月6日をもって、沼津港エリア(千本港町、春日町、蓼原町の区域内)を除き、宿泊業、飲食店等の店舗を対象にした市独自の休業要請を解除する。

なお、隣県など県外客が多数訪れる沼津港エリアについては、静岡県実施方針に基づき、5月7日から5月17日まで休業要請を延長する。

1 沼津港エリア以外の休業要請の解除について

沼津港エリア(千本港町、春日町、蓼原町の区域内)を除き、宿泊業、飲食店等の店舗への休業要請は解除する。

5月7日以降の営業にあたっては、引き続き「三つの密」を回避するとともに、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言で示された「新しい生活様式」等に基づき、感染防止のための入場者の整理、入口及び施設内の手指の消毒設備の設置、マスクの着用、施設の換気、施設の消毒などの感染症拡大防止対策の徹底を図ることとする。

2 沼津港エリアの休業要請の延長について

県外から多くの流入客が想定される沼津港エリアについては、5月17日まで休業要請を延長する。

休業要請に応じていただいた事業者には1事業者あたり50万円を支給する。

対象期間：5月7日(木)から5月17日(日)まで

対象エリア：沼津港エリア(千本港町、春日町、蓼原町の区域内)

対象業種：飲食店、みやげ物販売など観光客を対象とした小売業、
水族館、遊戯場、遊覧船業

令和 2 年 5 月 5 日

学校再開の延期について

沼津市教育委員会

1 市立幼小中高校（園）の休業延長期間

5 月 21 日（木）～5 月 31 日（日）11 日間

（※国の緊急事態宣言等の状況により変更の場合あり）

ただし、小中高においては、緊急事態宣言の変更や本市・近隣自治体の感染状況を踏まえ、時差通学や学年別等の分散登校等により、教育委員会が登校日の設定を各学校に指示することがある。

6 月 1 日（月）に予定する入学式の実施及び実施方法については、今後の感染状況を踏まえ検討する。

2 判断の理由

国が緊急事態宣言を 5 月 31 日（日）まで延長したことから、児童生徒及び保護者の安全確保を第一に考え判断した。

3 休業延長に伴う対応

現在、各学校が分担して作成している学習プリントを、5 月 8 日（金）以降保護者に取りに来ていただく。取りに来られない場合は学校から届ける。

さらに、その学習プリントの解説や正解等の動画を、5 月 18 日（月）以降順次沼津市立小中学校ポータルサイトで配信していく。

新型コロナウイルス感染症に伴う 市施設等の休館等の延長について

令和2年5月5日

沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐため、市施設等の休館等の期間については、5月6日（水・祝）までとしてきましたが、緊急事態宣言の緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたため、感染の広がり等を勘案し、原則として、その延長された5月31日（日）まで休館等とします。

また、国の基本的対処方針において、博物館、美術館、図書館、屋外公園などについては、感染リスクを踏まえた上で、感染防止策を講じることが前提に開館することと示されており、該当する施設については、準備が整い次第、段階的に休館等を解除することといたします。

なお、各施設の状況につきましては、随時市ホームページに掲載しますので、よろしくお願いたします。